

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の促進及び許可	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	一
5	一般的待遇及び投資環境の整備	二
6	裁判所の裁判を受ける権利	二
7	特定措置の履行要求の禁止	二
8	透明性	二
9	腐敗行為の防止に関する措置	二
10	入国、滞在及び居住	二
11	収用及び補償	三
12	損失又は損害についての補償	三
13	代位	三
14	資金の移転	三

15	一時的なセーフガード措置	三
16	両締約国間の紛争の解決	三
17	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
18	信用秩序の維持のための措置	四
19	知的財産権	四
20	租税	四
21	合同委員会	四
22	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
23	利益の否認	五
24	見直し	五
25	見出し	五
26	最終規定	五
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十三年（二十十一年）一月に日本国とイラク共和国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年九月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十四年（二十十二年）六月七日にバグダッドにおいて、我が方（イラク）長谷川大使と先方（アラブ）国家投資委員会委員長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

1 定義

この協定は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の法人」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 投資の促進及び許可

一方の締約国は、自国の関係法令に従ってその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している（第二条）。

3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について規定している（第三条）。

4 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第四条）。

5 一般的待遇及び投資環境の整備

一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨規定している（第五条）。

6 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第六条）。

7 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと等について規定している（第七条）。

8 透明性

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第八条）。

9 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第九条）。

10 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十条）。

11 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十一条）

12 損失又は損害についての補償

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨規定している（第十二条）。

13 代位

一方の締約国又はその指定する機関による権利又は請求権の代位について規定している（第十三条）。

14 資金の移転

一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十四条）。

15 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第三条（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について規定している（第十五条）。

16 両締約国間の紛争の解決

一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第十六条）。

17 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第十七条）。

18 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置をとることを妨げられないこと等について規定している（第十八条）。

19 知的財産権

両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える旨規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第十九条）

20 租税

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について規定している（第二十条）。

21 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について規定している（第二十一条）。

22 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について規定している（第二十二条）。

23 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によつて所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している（第二十三条）。

24 見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う旨規定している（第二十四条）。

25 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第二十五条）。

26 最終規定

この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずること及びこの協定の効力発生の後十年の期間効力を有すること等を規定している。また、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。さらに、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用すること等について規定している。（第二十六条）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

